景観審議会

都市・まちづくり課

1 目 的

長野県景観条例及び屋外広告物条例に定めるもののほか、景観の育成に関する重要事項などについて、知事の諮問に応じた調査審議等を行う。

2 設置根拠等

(1) 根 拠:長野県景観条例第34条

(2) 組 織:委員15名以内

(3) 任期:2年

3 委員の構成等

(1) 現在の委員数 14名 (男性:6名、女性8名)

(2) 委員構成

市町村代表: 2名、学識経験者: 3名、建築士: 2名、

屋外広告物事業者代表: 2名、その他分野: 3名、公募委員: 2名

(3) 会長及び会長代理

審議会に会長を置き、委員が互選する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 主な審議事項

- (1) 長野県景観育成計画の策定、変更等
- (2) 景観育成重点地域、景観育成特定地区の指定等
- (3) 屋外広告物禁止地域、許可地域、特別規制地域の指定等
- (4) 景観法第16条第3項の規定による勧告及び法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等

5 開催状況

年度	開催年月日	審議事項等
23	24年1月27日	・長野県景観計画の一部変更(山ノ内町の景観行政団体移行に伴うもの)
		・屋外広告物規制地域の指定 (高山村内)
24	24年4月25日	・長野県農村景観育成方針の策定等 (諮問)
	24年12年18日	・長野県農村景観育成方針の策定等 (答申案の検討)
	25年1月10日	・長野県農村景観育成方針の策定等 (答申) (会長のみ)
25	25年11月12日	・長野県景観計画の一部変更(伊那市、飯山市の景観行政団体移行に伴うもの)等
		・屋外広告物規制地域の指定(北陸新幹線沿線)
26	26年11月17日	・ふるさと信州風景百選について
		・屋外広告物規制地域の変更 (駒ケ根市)